



# 佐賀県公報

平成19年  
10月26日  
(金曜日)  
第 12974号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(五七五・地域福祉課)	一
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(五七六・ )	一
○生活保護法に基づく施術機関の指定	(五七七・ )	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	(五七八・長寿社会課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(五七九・ )	二
○道路の区域の変更	(五八〇・道路課)	二
○道路の供用開始	(五八一・ )	三
○道路の区域の変更	(五八二・ )	三
○道路の供用開始	(五八三・ )	三
○道路の区域の変更	(五八四・ )	四
○道路の供用開始	(五八五・ )	四
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	四
○土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	五

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	廃止年月日
前田病院	伊万里市伊万里町甲三四三番地	平成一九・八・一
前田病院分院	伊万里市立花町二七四二番地	"
谷口眼科	武雄市武雄町大字武雄三八五番地二	"
草場耳鼻咽喉科医院	鹿島市大字高津原五五〇番地	平成一九・七・一
うえきクリニック	三養基郡上峰町大字坊所一五七〇番地五五	平成一九・九・一
口石やすひろ整形外科クリニック	西松浦郡有田町戸杓丙六七三番地一	"
進歯科医院	佐賀市南佐賀一丁目八番二号	"
医療法人社団プラタナス会西部歯科医院	藤津郡太良町大字多良一五六四番地一	平成一九・八・一
らいふ薬局医大通り店	佐賀市鍋島一丁目三番五号	"
天神α七田薬局	佐賀市唐人一丁目七番一六号	"
株式会社松尾薬局	伊万里市伊万里町甲五六四番地	平成一九・七・一七
株式会社松尾薬局本町バイパス店	伊万里市伊万里町甲五六四番地	"
株式会社コムスン訪問看護ステーション鳥栖	鳥栖市大正町七〇三番地一	平成一九・八・三一

### ◎佐賀県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
ながせ皮膚科仮設診療所	佐賀市高木瀬町大字長瀬七二七番地三	平成一九・九・二五
医療法人回生会うえきクリニック	三養基郡上峰町大字坊所一五七〇番地五五	平成一九・九・一
医療法人なごみ会口石やすひろ整形外科クリニック	西松浦郡有田町戸杓丙六七三番地一	"
医療法人社団進齒科医院	佐賀市南佐賀一丁目八番二号	"
くりたやすゆき歯科医院	唐津市相知町中山三七五〇番地六	平成一八・五・一
医療法人良歯会よしだ歯科医院	嬉野市嬉野町大字吉田丁四五三五番地二	平成一九・一・一
溝上薬局エスプラッツ店	佐賀市白山二丁目七番一号	平成一九・九・一
株式会社愛敬薬局高木瀬支店	佐賀市高木瀬町大字長瀬七二七番地一	平成一九・九・二五
医療法人せとじまクリニック訪問看護ステーションセントポリーア	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一九・九・一

●佐賀県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
みやざき整骨院	佐賀市兵庫町藤木九一七番地一ランドマーク兵庫ファーストステージ一〇一	平成一九・一〇・一六
みくりや整骨院	佐賀市高木瀬西三丁目八番六号	平成一九・一〇・一

●佐賀県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問介護及び介護予防訪問介護	ケアサービス童夢	鳥栖市元町一三三六番地六	平成一九年九月三〇日

●佐賀県告示第五百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
ケアプラン童夢	鳥栖市元町一三三六番地六	平成一九年九月三〇日

●佐賀県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の種 間		の区 域	
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル
七山殿木線 県道	唐津市殿木町平之字詰の本八八 ○番二地先から 唐津市殿木町平之字詰の本九一 四番地先まで	後	五八・〇 一〇・八	二〇七・八
	唐津市殿木町平之字詰の本八八 ○番二地先から 唐津市殿木町平之字詰の本九一 四番地先まで	前	一一・五 六・五	
				二〇七・一

●佐賀県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町長浜字新堀二二四三〇番三 地先から 伊万里市東山代町長浜字新堀二二四二五番一 地先まで	平成一九・一〇・二六

●佐賀県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の種 間		の区 域	
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル
一般国道 二〇七号 県道 牛津停車場 線	小城市牛津町柿樋瀬字江四角一 〇四六番一〇番二地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江七角一 〇七九番六地先まで	後	一六・五 一一・七	四四・〇
	小城市牛津町柿樋瀬字江四角一 〇四六番一二地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江七角一 〇七九番六地先まで	前	一一・七 一一・七	
				四四・〇
				二・五
				六・四

●佐賀県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	小城市牛津町柿樋瀬字江四角一〇四六番一 地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江七角一〇七九番六 地先まで	平成一九・一〇・二六
県道 牛津停車場線	小城市牛津町柿樋瀬字江七角一〇七九番六 地内	"

●佐賀県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 錦江大町線	前	後	一〇・一 、 五・三	一・〇五四・一
	後	前	一六・六 、 四・八	一・〇五二・四

●佐賀県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成十九年十月二十六日から平成十九年十一月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 錦江大町線	杵島郡白石町大字戸ヶ里字二本杉一四八〇番一 地先から 杵島郡白石町大字辺田字五本松一九二七番一 地先まで	平成一九・一〇・二六

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年12月17日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年10月26日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成19年10月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称 特定非営利活動法人たんばぼ
  - (2) 代表者の氏名 古賀 裕美
  - (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2751番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・幼児に対して、医療、福祉に関する事業を行い、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年10月26日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	溝口 毅	白石町大字辺田61番地の4	平成19年10月5日

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

